

全国麻雀業組合総連合会会員の皆様へ

平成 27 年 2 月 10 日
全国麻雀業組合総連合会
理事長：齋藤 正
営業環境適正化委員会委員長：川岸 樹生

このところ、警察からの指導が入るケースがいくつもありますので整備をお願い致します。

【従業者名簿の作成・保存について】

風営法で従業者名簿の備え付けが義務化されていることを十分理解することが重要であり、そしてその認識のもとで作成する必要があります。

作成に当たっては、入店年月日、その者の身上関係もできるだけ詳細に記載しておく必要があります。また退店した場合もその退店年月日も漏れなく記載し、一定期間保存もしておく必要があります。

その他におきましては、営業許可の提示・料金表の提示・18歳未満立ち入り禁止の証を今一度ご確認ください。（卓の増減・設備等の配置も同様）

【トラブル（従業者とお客様・お客様同士）発生時の対応要領】

トラブル原因をきちんと究明することです。暴力行為等に発生した場合は速やかに 110 番通報するべきです。（例え、店側に非が存在しても）立派な威力業務妨害です。

一対一の対応は極力避けて複数対応に努め、トラブル経緯を記録化し、あるいは証拠化に努める（防犯カメラ等の記録は残す）トラブル内容によっては、店側の改善が求められる場合もあることを考慮することも必要です。

【事務局】〒220-0004 横浜市西区北幸 2-9-40 銀洋ビル B1
TEL 045-620-2614 FAX 045-620-2615
office@zenjanren.com

従業者名簿

※平成26年10月17日以降

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生		
雇用年月日	年 月 日		
住所	〒 電話 ()		
従事する 業務の内容			
退職年月日	年 月 日		
備考(記録等)			

- 備考1 臨時に使用した者や業務委託会社から派遣された者についても、全て記載すること。
2 退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係わるものを営業所ごとに備えておくこと。